

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種 目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場 本場市場東棟地下1 階重量シャッター修 繕	19(産業用 機器)	文化シャッター (株)	1,710,500	令和8年4月17日	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項第2号	G3	-
2	大阪市中央卸売市場 本場大規模低温貯蔵 庫137-1号室空調設 備修繕	19(産業用 機器)	ダイキン工業(株)	999,900	令和8年5月28日	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項第2号	G3	-
3	令和8年度大阪市中 央卸売市場本場消防 設備修繕	19(産業用 機器)	ニッタン(株)	1,760,000	令和8年6月8日	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項第2号	G3	-

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟地下1階重量シャッター修繕

2 契約の相手方

文化シャッター株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、中央卸売市場本場内に設置しているシャッターの部品の劣化、作動不具合による部品交換・調整を行うものである。

本修繕対象シャッターは、文化シャッター株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している文化シャッター株式会社のみであることから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7965）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場大規模低温貯蔵庫 137-1 号室空調設備修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、大規模低温貯蔵庫に設置の空調設備について修繕を行うものである。

本設備は、ダイキン工業株式会社が製作したものであり、修繕にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、ダイキン工業株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度大阪市中央卸売市場本場消防設備修繕

2 契約の相手方

ニッタン株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されている消防設備の部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるニッタン株式会社のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるニッタン株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）